



実花バレーボールクラブ（通称 実花 VBC）は学校のご協力のもと、保護者全員のボランティア的協力によって成り立っている地域のチームです。

実花バレーボールクラブ

規 約

第 1 章 名称

第 1 条 （名称）

本クラブは実花 V B C（みはなバレーボールクラブ）と称する。

第 2 章 主旨・目的および活動

第 2 条 （目的）

本クラブは、バレーボールを通じてスポーツを楽しみ、子どもの心身の健全育成を目指し、地域および他地域との交流を図る。

第 3 条 （活動）

前条の目的を達成するために次項の活動を行う。

- 1 練習会
- 2 各種競技会へ加盟し、他のクラブとの交流
- 3 子どもに適した指導とマナーの向上
- 4 5歳児（4月1日時点で5歳の幼児、以下「幼児」とする）の体力・運動能力向上
- 5 その他、前条の目的を達成するのに必要と認められた一切のこと

第 3 章 組織並びに分担金

第 4 条 （会員）

本クラブは次の会員をもって構成する。

- 1 クラブ員：幼児、小学生、中学生・高校生
- 2 会員：本会の目的に賛同して、奉仕活動を行う役員およびクラブ員保護者

第 5 条 （役員）

本クラブは次の役員を置き、クラブの重要議案を検討する役員合議を適宜行う。

- 1 代表1名、監督数名、コーチ数名、賛同者数名
- 2 必要に応じて幼児、小学生、中学生・高校生それぞれに保護者代表を置くことができる

第6条 (会員の義務)

本クラブの会員は、次に掲げる義務を遂行しなければならない。

- 1 実花VBCのクラブ員であることの自覚を持って、品性を重んじ、学業および体力強化、バレーボール技術の向上に励むこと。
- 2 クラブ員は指導者の指導に従い、年長者、年少者と協力しあって行動すること。
- 3 保護者は会員として会費を納入すること。
- 4 役員はクラブの目的達成のため、指導方針を遵守し、かつクラブ員の安全に特に留意して選手育成に貢献すること。
- 5 会員は本クラブの目的達成のため出来得る協力をする事。

第7条 (入会)

入会は、次項による。

- 1 本クラブ員は、バレーボールを通じてスポーツを楽しみ、心身を鍛練しようとする幼児、小学生、中学生・高校生で、保護者の承諾を得て、クラブ所定の入部届け（別記様式1）を提出し、代表の承認を得たものを対象とする。
- 2 前項の規定により入会したクラブ員の保護者（1名）は、同時に会員となる。

第8条 (役員任免と任期)

- 1 代表は役員合議で選任する。
- 2 監督の任免は代表が行う。
- 3 コーチの任免は監督が行い、代表の承認を得る。
- 4 賛同者の任免は代表が行う。
- 5 必要に応じて幼児、小学生、中学生・高校生の保護者代表を置く場合は、それぞれの保護者互選で決定し、代表の承認を得る。
- 6 役員任期は総会開催日から1年とし次年度役員を総会で報告する。欠員が出た場合は、役員合議で選任し任期は残存期間とする。

第9条 (役員職務)

役員は次の職務を司る。

- 1 代表は本クラブを代表し、本クラブの活動を統括する。
- 2 監督はコーチを統括し、クラブ員のバレーボール実技を指導し各種試合を指揮する。
- 3 コーチはクラブ員のバレーボール実技の指導を行う。

- 4 賛同者は本クラブの活動に寄与する。
- 5 保護者代表は会員と協力し、本クラブの活動に寄与する。

第10条 (退会、除名、解任)

退会、除名、解任は、次項による。

- 1 クラブ員は退会届け（別記様式2）を提出し退会することが出来る。退会したクラブ員の保護者は会員資格を失う。
- 2 理由なく会費の納入が3カ月以上未納となったクラブ員は自然退会とする。
- 3 理由なく無届けで1カ月以上休んだクラブ員は、退会したものとみなす。
- 4 クラブ員および会員で、その行動が著しく本クラブの名誉を傷つけたり、また他の会員との非協調的行動のあったものは、役員合議を経て代表が解任、除名することができる。

第11条 (会費)

本クラブの決定した会費は必ず納入しなければならない。

- 1 本クラブの会費は、幼児、小学生、中学生・高校生それぞれの活動状況により、別に定める。
- 2 本クラブの目的達成のため、大会登録費、用具代等として年会費を別に定める。また、合宿等の臨時費用は別途徴収する。
- 3 会費の運用及び執行権は、代表または代表が委嘱する役員が有し、その責を負う。但し、役員の内任を解かれた時には、直ちにその執行権を失う。
- 4 会費の変更は役員合議で決定し、総会で報告する。
- 5 会員は代表の承諾無く、通常の間費以外の間如何なる金銭も徴収してはならない。

第4章 安全と責任

第12条 (安全管理)

- 1 本クラブはクラブ員の健康管理、安全確保について常に留意し、活動中に事故者の無いよう事前に防止対策を図る。
- 2 保護者は選手の間身に異常の間時は、監督又は代表に届け出る事。
- 3 クラブ員は傷害保険に加入しなければならない。
- 4 役員は、関係を密にして常にクラブ員の間状態を把握し、本クラブの間活動に支障の無いよう努めなければならない。なお、次に該当する場合は練習の間参加はできないものとする。
 - ① 検温を実施し、体温が37.5度以上あるもの。
 - ② 学年、学級閉鎖が起きた場合、検温、体調の間確認、うがい、手洗いを怠ったもの。

第13条 (責任の範囲)

活動中において、クラブ員および会員に万一事故、また第三者に損害を与えた場合、その賠償金の支払いについては本クラブの契約した賠償責任保険金額の支払いの範囲とする。

第5章 会計事業年度

第14条 (会計事業年度)

毎年1月1日から12月31日とする。

第15条 (会計監査)

会計担当者は会計事業年度の中間（7月）に会計報告を代表に行い、会計監査を受ける。

第16条 (会議)

年に一度総会を開催する。

- 1 総会は次の事項を審議、報告する。
 - (1) 事業報告、会計報告の審議
 - (2) 事業計画、予算計画の審議
 - (3) 規約の改正の審議、役員の変更の報告
- 2 代表は必要に応じ会員を招集し議長となる。
- 3 総会の議決権者は会員とする。
- 4 出席者の過半数により議決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 5 代表は必要に応じ臨時総会を開催できる。

第17条 その他必要事項

その他の必要事項は役員合議で決定する。

第6章 別則

第18条 禁止事項

本クラブの円滑、健全な運営を堅持するため次のとおり禁止事項を定め、違背・問題が生じた場合には役員合議により、処分する。

- 1 クラブ員として不適当な容姿、服装、非行(茶髪・ピアス・不登校・夜間徘徊等)
- 2 会員として不適当な容姿、私生活

- 3 暴力団及び反社会的な政治・宗教団体に属する会員の入団（入団後、発覚の場合は除名）
- 4 保護者から役員に対し選手起用、指導方針、指導方法に対し意見・批判
- 5 練習および試合時に、保護者からクラブ員に対し直接の指導・罵倒
- 6 試合時に保護者から審判に対しクレーム・罵倒
- 7 保護者から役員に対し個人的な接待・物品の提供

本規約は2018年（平成30年）6月1日より施行する。

本規約は2019年（平成31年）4月1日より施行する。

本規約は2020年（令和2年）4月1日より施行する。

本規約は2022年（令和4年）4月1日より施行する。

本規約は2023年（令和5年）4月1日より施行する。